

【社会安全・警察学研究所設立10周年記念シンポジウム】

子どもの話を大切にする

— 犯罪被害を受けた子のための多機関・多職種連携 —

【開会挨拶】

田村正博

社会安全・警察学研究所 所長

京都産業大学法学部 教授

目次

- (1) シンポジウムご参加への御礼
- (2) 京都産業大学社会安全・警察学研究所の設立の趣旨
- (3) シンポジウムの開催による知見の共有
- (4) 新たな知見の発見・創造・発信
- (5) 研究所の新たなフェーズ
- (6) 今回のシンポジウム

(1) シンポジウムご参加への御礼

皆さま、大変お忙しい中本日はお越しいただきまして誠にありがとうございます。この会場は狭いものですから、約50人の参加ですけれども、ウェブのほうでは約500人の登録がございました。皆さまのご参加、心から御礼を申し上げます。そして何よりも、リンダ・コーディスコ・スティール様には、アメリカからおいでいただきました。誠にありがとうございます。リンダ・スティール様は、言うまでもなくNCACの司法面接の研修の責任者でいらっしゃいます。世界的に著名な実務家であり指導者である方においでいただきまして、基調講演をしていただける。大変すばらしいことで、皆さんと共に感謝したいと思います。

ここで本日のシンポジウム、ご来賓の方々をご紹介させていただきます。警察の関係からご紹介させていただきます。申し訳ございませんが、その場でお立ちください。大阪府警察副本部長の津田隆好様。京都府警察警務部長の有馬健二様。次に、検察関係でございます。最高検察庁検事の作原大成様。京都地方検察庁刑事部長の奥野雄一郎様。どうもありがとうございました。

本日のシンポジウムは、京都産業大学社会安全・警察学研究所の設立10周年を記念して開催するものでございます。警察庁生活安全局長様、こども家庭庁虐待防止対策課長様、文部科学省児童生徒課長様、そして北海道大学の名誉教授の仲先生から、それぞれご祝辞を頂戴いたしております。ご祝辞につきましては、時間の関係で休憩時間中に披露をさせていただきます。

(2) 京都産業大学社会安全・警察学研究所の設立の趣旨

私どもの研究所は— 京都産業大学社会安全・警察学研究所でございますが—、警察学の名を冠した日本で初めての研究所として2013年4月に設立されました。社会安全の取組みと、犯罪防止の核となる警察の在り方についての学問的

研究、ならびに社会安全の担い手の方々の協働の促進を図るものでございます。当研究所は、法学部の教員10人で構成しております。本学は、学問と社会を結ぶ、問題解決のための拠点となることを目指して作られました。私どもも、警察、地方自治体、ボランティア、内外の研究組織を結ぶ存在でありたいと思っています。当研究所の英語名は、Institute for Criminal Justiceと申します。アメリカではCriminal Justiceに関する研究や教育は広く展開されています。お隣の韓国でも多くの大学に警察行政学科がございます。そういう警察について研究テーマとするような組織が、日本でやっとできた、そう思っています。

(3) シンポジウムの開催による知見の共有

研究所では、設立されて最初に、創立記念シンポジウムを開催いたしました。京都府警察本部、京都市教育委員会、京都府のユースアシスト、警察大学校警察政策研究センターほか、多くの地域・組織の実務家の方のご参加をいただきました。その記念すべき創立記念シンポジウムでパネリストを務めていただきました、京都市教育委員会の大橋先生、今日来ていただいております。ありがとうございます。

子どもの研究所の初期の活動は、各地の警察、児童相談所、あるいは教育委員会関係のところも含めて——子ども支援施設もそうですが——、行ってお会いしてお話を聞くというところからスタートをいたしました。各地で大変優れた実践がそれぞれの組織で行われている、でも、他のところの実践は知られていない、ということに気付かされました。そこで、地域、組織、立場を異にした方たちと共有化を図るという観点で、シンポジウムをこれまで開催してきております。

その一つとして、「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」と題したシンポジウムを、3年前と昨年で開催し、同じ3人の方に基調講演あるいは講演をしていただきました。そのお一人の片岡さん——3年前は日赤なごやなごみのセンター長、今は日本フォレンジックヒューマンケアセンターの代表でいらっしゃいますが——、今日おいでいただいております。ありがとうございます。

(4) 新たな知見の発見・創造・発信

もちろん研究所でございますから、他の人の知識、現場の知恵を伝える、あるいは他の研究者の方に発言をしてもらうことも大切ですが、われわれ自身が調査研究をして、新しい知見を発見し、創造し、発信していかなければなりません。

当研究所の強みは、対象となる組織の信頼を得て、協力をいただき、調査ができるというところでございます。最初に行ったのは、学校調査です。久保准教授——当時ですが——らによって、京都市教育委員会の協力を得て、これも先ほど言った大橋先生のご支援で——ありがとうございます——市内の学校について、改善されたところ、改善途上のところ、それぞれについて参与観察をいたしました。得られた大変有意義な知見もありましたし、それが理論とも対応するものだという事も分かったわけでございます。

その後、警察政策研究センターと都道府県警察の協力をいただきまして、警察の親密圏内事案への介入過程についての実態調査研究をいたしました。警察の介入過程がよそからは分からないことが多機関連携を進める上での難しさにつながっているという観点から、警察の刑事的介入の判断を解明して、他の機関に理解できる形でお示しをすることによって、よりよい連携ができるようにしたい、というものでございました。警察の協力をいただきまして、日本で初めて警察の刑事的介入判断に関する実態調査を行いまして、判断構造・要素等を明らかにいたしました。

そして、児童相談所側の警察に対する疑問点も調べました。この調査では、本日おいでいただいている、当時の横浜市の児童相談所長だった岡さんと清水さんに大変お世話になりました。ありがとうございます。児童相談所の側の疑問に答える形で研究結果をお示しということで、『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』という形でまとめました。その中には、当研究所で被害者学を研究している、新准教授の被害者学の知見を基にした、刑事手

続きが被害児童に与えるプラスの影響というものも、その中に盛り込んだわけでございます。

この調査研究では、併せて、検察についても調査研究を行いました。外国での制度も調査した上で、刑事的介入に関する規範的な研究も実施したところでございます。

(5) 研究所の新たなフェーズ

そして現在、私どもの研究所は新たなフェーズに入ったと思っています。関係機関とのつながりを含めた実務に係る蓄積と、学問的研究の基盤に立脚をし、外部との共同研究による、より包括的な知見の解明・発信をする段階になりました。単に、警察の調査研究がよそと違ってできます、実務家とつながりがあります、それだけではない、包括的な研究を推進していく存在になったということです。

一つは外国の研究機関との国際共同研究、もう一つは国内の多分野・多職種の研究者・実務家の方々の参加を得た共同研究です。国内の包括的な共同研究には、今日のシンポジウムにつながっている、児童虐待防止のための多機関多職種連携システムのデザインの研究もございまして、須賀博志教授による児童福祉法制研究会もございまして。

国際共同研究についてまずお話をいたしますと、浦中千佳央教授を国内の代表とする、「警察の説明責任——国際基準に向けて——」をテーマにしたもので、イギリス、フランス、ドイツ、カナダの研究者と2020年から共同研究を行っております。欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム、ORAプログラムと呼ばれるものでございます。参加各国が共通した対象について調査するものもございまして、日本で独自に行っている調査研究もございまして。その一つとして、日本で初めて公安委員会委員、警察本部長、警察署協議会員を対象とするインタビュー調査を行っています。これらのインタビュー調査につきましては、当時、警察政策研究センター所長だった津田現大阪府警察副本部長に大変お世話になりました。誠にありがとうございます。国際共同研究の成果については、警察への苦情申立への対処を中心として、国際共同出版を予定しているところでございます。

児童虐待防止のための多機関多職種連携システムのデザインの調査研究は、増井敦准教授が中心となって、多分野の研究者・実務家の参加を得て進めてまいりました。まず現場の困っているところを知るところからスタートをしまして、さまざまな方たちとお会いをしましてまいりました。今日対談をしていただく飛田弁護士も、その過程で一緒にさせていただき、アメリカの調査も一緒に行っていたいただいております。増井先生を中心とした「ゆるやかな研究会」において、基本原則に立った上で、子どもを中心においた在り方を柔軟に検討していくこととしています。この研究会に参加されている方が、後ほど説明される新司法面接プロジェクトの中核メンバーにもなっているわけでありまして。

(6) 今回のシンポジウム

今回のシンポジウムは、「子どもの話を大切にすること」をテーマとしています。司法面接、多機関多職種連携が中心であることは間違いございません。しかし私はそれだけではないと思っています。子どもが被害を話すことは容易ではないのです。だとすれば、子どもの被害を大人は察知しなければいけない。そして、子どもが話すことのできる環境を整えなければいけない。子どもが話すためのアクションを始めたら、温かく受け止めなければいけない。話をしてくれた子どもの話を大切にすること、それはそういったことを含めたものだろうと思います。そういったものを、全ての機関、職種の人が求められているのだ。そのことを共通認識にして、このシンポジウムが進められることを願っております。

それぞれの機関の専門知を結集し、連携を進め、子どもにとってより良い実践をしていくためのシンポジウムですので、フロアの方を含めまして、皆さまのご協力を得て、このシンポジウムが有意義なものとなることを心から願って、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。